

広報

Nakatsue Village NEWS  
Nakatsue Village NEWS  
Nakatsue Village NEWS

# なかつえ

99 / 2  
No.390



▲1月1日の誕生日に満百歳を迎えられた八所の清水秀吉さん

## なかつえの人口と世帯

(1月末現在)

人口 1,421人 (± 0)  
 男 692人 (+ 4)  
 女 729人 (- 4)  
 世帯数 484戸 (- 1)

発行/中津江村  
 編集/総務課企画情報係

もくじ	② 中津江村消防団出初式	⑥ 新春走ろう歩こう会
	③ 御成人おめでとうございます 小学生が炭焼に挑戦	オートボリスで高速体験走行会
	④ 地域振興券 3月29日から交付 第9回女性の集い	⑦ HELLO EVERYBODY —ジョン・マロン—
	「村の輝ける星たち」	⑧⑨ お知らせ・御寄付お礼・慶弔
	⑤ 指定ゴミ袋による 分別収集を開始	⑩ 積極的な除間伐が必要です 納税相談のお知らせ

# 平成11年 中津江村消防団 出初式



一月六日、中津江消防団出初式が津江中学校グラウンドで開催されました。

今年には天候に恵まれ、穏やかな日射しの中、訓練の成果を披露することができました。合谷幸生団長指揮の下、団員百十七名が人員服装点検、訓練点検、操法・放水訓練、分列行進と統制のとれた動きを見せました。

また、平成十年は村民の方々が防災に対する意識を高め、常日頃から火災防止に努められた結果、一年間無火災表彰を受けることができました。

消防団は火災などの災害に対し、迅速かつ効果的な機能を果たす組織で、日頃からの訓練、消火機具の点検に余念がありませんが、公共、個人を問わず被害を未然に防ぐためには一人一人の防災に対する意識が何よりも大切です。今年も火の取り扱いには十分注意を払い、貴重な生命・財産を火災から守りましょう。



## 平成十一年表彰者（敬称略）

■消防庁長官銀杯伝達  
（永年勤続退団者）  
遠坂洋行（第四分団）  
渡辺洋一（第四分団）  
江田健四郎（第四分団）

■永年勤続 十五年  
石川元和（本部分団）  
川津文夫（第一分団）

■永年勤続 十年  
長谷部弘海（本部分団）  
猪野吉春（第三分団）  
合谷寿彦（本部分団）  
合谷育生（第三分団）  
植原記久男（第三分団）  
永瀬武敏（第三分団）

■永年勤続 二十年  
川津靖幸（本部分団）  
谷部保光（第二分団）  
北村羊（第三分団）  
桑野民行（第四分団）  
長谷俊介（本部分団）  
安岡佳伸（第二分団）

■永年勤続 五年  
森友輝彦（第二分団）  
野崎哲徳（第四分団）  
三管正博（第一分団）



▲永年勤続30年表彰の長谷部正博氏

# 御成人

おめでとうございませう



一月二日、平成十一年中津江村成人式が行われ、新成人十名(対象者は十五名)が出席、村長から成人証書が交付されました。

新成人達は色鮮やかな振袖やスーツ姿で、一段と晴れやかな新春を迎えたようです。また、式の後に行われた祝賀会では、久しぶりに会った中学校時代の友達や先生達とそれぞれの近況を話したり、みんなで過ごした思い出話で盛り上がっていました。

向かって右から

(一列目)

渡邊 志穂さん  
津江 ほすみさん  
佐藤 育恵さん

谷部 弘江さん  
杉野 加奈さん  
平野 香子さん

(二列目)

武原 保幸さん  
合谷 太志さん  
川原 亨さん  
桑野 淳さん

【恩師】

原田 先生  
武内 先生  
小野 先生

## 小学生が炭焼に挑戦



生徒達は昨年十二月二十五日に樫などの堅い木やカボチャなどを窯の中に入れた後、火入れを行いました。一年間使っていたいなかった炭窯は火が途中で消えるなど不調があつたよう。指導にあつた片桐さん、阪田さんは窯の様子を頻繁に見られていたようでした。

炭が出された日は雪が舞い、大変寒い日でしたが生徒達は一人一人が窯の中から炭を取り出し、シートの上になべていきました。

残念ながらカボチャの炭は採れなかつたようですが、炭焼自体は成功だったようで、備長炭並みに良い音のする炭も採れていました。

生徒達は木琴のように炭を音階別に並べ、その音を楽しんだ後、少しずつ分けて家に持ち帰っていました。

一月八日、鯛生金山の稲荷神社近くに作られた炭窯に少年教室に参加している小学生が集まり、自分達が焼いた炭を取り出しました。これまで農作業など様々な体験を行ってきた少年教室の生徒達でしたが、今回は炭焼に挑戦ということで金山に勤める片桐務さん、阪田恒夫さんの協力をいただき炭焼を行うことになりました。

# 地域振興券 三月二十九日から交付

平成十年十一月の経済対策閣僚会議において、若い親の層の子育てを支援し、あるいは老齢福祉年金等の受給者や所得の低い高齢者層の経済的負担を軽減することにより、個人消費の喚起と地域経済の活性化を図り、地域振興への寄与を目的とする地域振興券事業が決定されました。

本事業は平成十年度の実施事業であり実施は市町村が行うことから現在、中津江村でも準備が行われています。

村民の方々には新聞、テレビ等で事業の内容をご存知の方もいらっしゃると思いますが、今号でも事業の概要について説明を行い、すみやかな事業実施ができるよう村民の方々のご理解をいただきましたと思います。

## 事業の概要

### 一、実施主体

村が地域振興券を発行

### 二、交付対象者

平成十一年一月一日(基準日)において次の要件のいずれかに該当する者

①住民基本台帳法の規定の適用を受ける住民であつて、基準日における年齢が十五歳以下の者の属する世帯の世帯主

②老齢福祉年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、母子年金、準母子年金又は遺児年金、児童扶養手当、障害福祉手当又は特別障害者手当の受給者

③生活保護の被保護者、社会福祉施設への措置入所者

④平成十年度分の市町村民税(所得割)が非課税の者であつて、年齢六十五歳以上、かつ、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている者

⑤平成十年度分の個人の市町村民税が非課税である年齢六十五歳以上の者

なお、④⑤について、他の者の被扶養者である場合、他の者が平成十年度分の市町村民税の納付すべき額として確定した額がない場合に限られる。

三、交付額

二の①については十五歳以下の児童一人につき二万円、

二の②③⑤までの交付対象者は二万円。

### 四、地域振興券

①交付開始日は三月二十九日とする。

②額面は千円で物品の購入又は借り受け若しくは役務の提供に際して、取り引きの対価の支払いとして使用可能。(但し、有価証券、商品券等を除く)

③釣り銭は支払われない。交付対象者及び地域振興券を取り扱う民間事業者は、地域振興券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

④交付開始日から六ヶ月間に限り使用可能

⑤交付された本人及びその代理人・使用者に限り使用可能

⑥交付は中津江村役場総務課で行う。

⑦地域振興券を取り扱う民間事業者(特定事業者)

⑧特定事業者の営む業種等は、村が決定し、日常的な小売業、飲食店のほか、洗濯・理容業、旅館、医療業等の各種サービス業、運輸・通信業、通信販売業等、幅広いものとする。

⑨実情に応じ、個別の民間事業者を構成員とする包括的な団体(商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業者による組合等に限る。)も登録可能

⑩特定事業者は店舗ごとにスッカードやポスターの掲示を行う。

⑪特定事業者は役場総務課に登録申請書を提出しなければならない。

⑫交付期間は二月十五日から二月二十六日までとする。

⑬特定事業者が営業する店舗の所在地は、中津江村内とする。

⑭二の①の交付対象者は郵送された地域振興券引換申請券を役場に提示し、地域振興券の交付を申請する。(申請する時、運転免許証、健康保健証等本人と確認できる書類を提示すること)

⑮二の②③⑤の交付対象者は国民年金証書・非課税証明書その他必要な書類を提示して、地域振興券の交付を申請。

⑯基準日から地域振興券の交付の開始の日までの間に、住所を他の市町村に移した住民は、転出に際し交付される地域振興券未受領証明書を添付して転出先の市町村に申請。

⑰地域振興券の交付の申請期限は、交付開始の日から六ヶ月以内。

⑱地域振興券の換金手続

⑲特定事業者は、市町村の指定金融機関に、登録証明書を提示するとともに、券面記載の金額での換金を申し出る。

⑳換金の申出期限は六の④の期間満了の日から三ヶ月以内。

問合せ先  
中津江村役場 総務課

# 指定ゴミ袋による分別収集を開始

## リサイクルの推進、ダイオキシン抑制 に向けて

年々、増え続けるゴミの量と、ゴミを処分するため家庭などで焼却する際、発生する煙や灰の中に猛毒・ダイオキシンが含まれていることがわかってから、自治体をはじめとする行政機関はその対応に追われています。

現在、中津江村では燃えるゴミが週一回、燃えないゴミが月一回回収され、日田市にある清掃センターで処理されています。

清掃センターではゴミを処理する際、可燃物は紙類・布類・木くず・生ゴミなど。不燃物は金属類・われもの・プラスチック・ガラス・乾電池・蛍光灯などに分類される他、個人で持ち込む大型のゴミなどが処理されています。

ゴミの分類には多額の費用と労力を必要としますが、なぜ、これほどの細分化が必要なのでしょう。

リサイクルの面から見ると資源の再利用、製造コストの削減などがすぐに頭に浮かぶのではないかと思います。

環境面ではどのようなメリットがあるのでしょうか。

現在、地球規模で温暖化の問題が叫ばれています。その原因は大気中に含まれる二酸化炭素の増加に原因があり、二酸化炭素は物質の燃焼によって発生します。

### 指定ゴミ袋による分別収集の注意点

- 1. 実施時期**  
平成11年4月から
- 2. ゴミ分別のしかた**
  - 1) 収集の指定日に指定の場所に出す。
  - 2) 分別収集する種類(品目)ごとに分ける。(分別方法はこれまでと同じ。)
- 3. 使用するゴミ袋**
  - 1) 上・中・前津江村共通で指定した透明のもの(燃えるゴミ用と燃えないゴミ用の二種類)
  - 2) 価格は10枚で200円(消費税込)

※開始以前(1~2ヶ月程)を移行期間とするので4月からは必ず指定のゴミ袋をご使用ください。

すなわち、ゴミを焼却する量が減少すれば温暖化対策になります。

また、ダイオキシンは物質の燃焼温度が一定以上であれば発生しません。

従って、ゴミを焼却する際、分別化が行われていけば燃焼温度を管理することが容易になり高温での焼却が可能となるのです。

現在、年々増え続けるゴミの量は各自自治体を持つゴミ処場の能力を超えつつあり、人口の集中する大都市圏においてはいち早くゴミの分別収集が開始されています。

日田市郡のゴミを処理する日田清掃センターにおいても集まるゴミの量は年々増加し、年間二万トン以上の量に達し

ていることから、上津江村、中津江村、前津江村についても平成十一年四月から分別収集が開始されることとなりました。

家庭内でのゴミ分別は環境対策に熱心な欧米諸国でも実施する国が多く、ゴミ処理への有効な対策のようです。

ゴミの仕分け(従来と同じ)梱包する袋が有料での購入を義務づけられるなど村民の皆様への負担は少なからずありますが、ゴミ問題の深刻な状況をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、住民課では各公民館単位での説明会を予定しています。日程については後日お知らせします。

**第9回 女性の集い**

**テーマは 『村の輝ける星たち』**

毎年様々なテーマで開催されている「中津江村女性のつどい」が今年も三月七日(日曜日) 村民ホールで開催されます。

今回は「村の輝ける星たち」をテーマに午前、午後の二部構成で午前の部は村内で頑張っている人の表彰式、あの人がいるから、あの人がいたから「など」女性のつどいならではの観点からの表彰式が考えられているようです。

また、昼食を挟んだ午後からは寒さと不況を吹き飛ばそうと男も女も、子供も大人も一緒になつての芸能発表やカラオケ大会が行われ、応援合戦も含めた楽しい催しが計画されているようです。

村内では様々な地域づくり団体の方々に多くのイベントが開催されていますが、「女性のつどい」は他町村にも例を見ない女性だけで運営されている先進的とも言えるイベントです。

今回の「女性のつどい」も大成功となるよう村民の方々の多数のご来場をお願いいたします。



国際交流員も参加

新春走ろう歩こう会

毎年恒例となっている新春走ろう歩こう会が一月十五日開催されました。

当日は雪が降り、厳しい天候となったせいか参加者が六十一名と例年よりやや少なかったようです。

しかし、今回は大分県内に住む国際交流員六名が参加し、賑やかな大会となりました。

競技は例年どおりのタイム宣言レースで行われ、四・二一九五kmの距離を自分の予想した時間と実際に走った(歩いた)時間の差で競うことから、参加者は自分のペースで無理なく走れたようです。

コースも川辺から辛味までを折り返すもので、小学生以外、ゆつくり沿道の景色を見ることも少ない大人の参加者達にはいつもと違った景色が見えたようです。

また、競技終了後は餅つきが行われ、杵を持った国際交流員や子供たちは大変楽しそうでした。

入賞者

◆ミニマラソン

タイム宣言レース  
小学生以下の部

- 一位 大沢まりん さん
- 二位 大沢 風吾 君
- 三位 石川 亮 君

中学生以上の部

- 一位 遠坂 洋行 さん
- 二位 井上 文子 さん
- 三位 大沢 清美 さん

◆ベストタイム賞

小学生以下の部  
川津 貴紀 君  
記録23分13秒

中学生以上の部

遠坂 洋行 さん  
記録20分25秒

◆お達者賞

坂田力ヨ子 さん

◆遠路はるばる賞

サリー・ホーバートンさん  
(イギリス)

◆ファミリー賞

(家族での参加)  
八家族を表彰

高速道路の走り方、教えます!!

オートポリスでサーキット高速体験走行会

開催概要

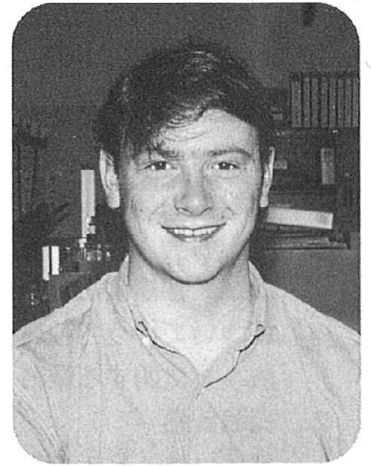
- 主催 上津江村・オートポリス
- 協力 大分県日田警察署 日田郡五町村・他
- 会場 オートポリスサーキット
- 開催日時 平成11年2月21日 午前10時～午後2時
- 参加資格 日田郡在住の方で運転免許を所持されている方、高速走行に自信の無い方(年齢不問)
- 参加方法 オートポリスに電話で申込み(申込み時、氏名・年齢・住所・電話番号・車両名をお伝えください。)

- 受付期限 平成11年2月15日
- 参加料 無料(昼食有り、但し保険料として500円を徴集)
- 使用車両 参加者所有の車両(普通車、軽トラック、その他)
- 当日受付(参加申込者のみ) 午前9時30分～10時15分 ※高速走行体験は3組に分けて、各組30分間行います。
- 問合せ・申込み先 オートポリスサーキット 〒877-0312 日田郡上津江村大字上野田1110-12 電話 55-1111 FAX 55-1113

上津江村オートポリスサーキットで日田郡在住の方を対象に、サーキット高速体験走行会が実施されます。この走行会は高性能化が著しい自動車や整備拡張化される高速道路に順応できるよう開催されるもので、運転免許をお持ちであれば、どなたでも無料で参加できる高速運転体験会です。若葉マークをつけた新人ドライバーの方、もみじマークをつけた高齢者ドライバーの方など、全てのドライバーの方に是非この機会を利用していただき、通常では体験できない高速スピード運転等を安全なサーキットコースで体験してください。

# HELLO EVERYBODY. ARE YOU ALL WELL?

By ジョン・マロン



日本版「ビッグバン」のスタートは折悪く、バブル崩壊により弱体化した金融機関を外国資本との大競争時代に突入させるもので、各金融機関は信用度を高めようと自己資本率の向上に奔走し、急激な貸し渋りを行った結果、製造業をはじめとする産業界に深刻なダメージを与え、リストラ、給料の引き下げなど、一般国民にも大きな犠牲を強いて、社会全体が大不況に陥っています。

本来、金融市場などの活性化を目的とした「ビッグバン」とはどのようなものなのでしょうか。

日本の「ビッグバン」は1986年・イギリスのサッチャー政権下で行われたファイナンシャル・リバーション (FINANCIAL・LIBERATION) がモデルとされています。

「ビッグバン」と呼ばれるのは、この改革が宇宙の誕生時に起った大爆発にも例えられるほどの大改革であったことに由来します。

今回は「ビッグバン」がイギリス国民にどのような変革をもたらしたのか私を知る範囲で話したいと思います。

「ビッグバン」以前もロンドンには世界の金融センターの一つではありましたが政府の厳しい統制により、銀行、保険会社といった金融機関の営業は創意工夫に欠けていて、利用者の期待も少ないものでした。

政府の厳しい統制は1946年に始まり、外国からの投資にも及んでいました。

このような状況下、経済も振るわずロンドンをはじめとする自治体の財政も健全ではありませんでした。

当時、サッチャー首相はガス、電気、通信、鉱山、交通機関に携わる多くの国営企業の民営化を推進し、全体的な規制緩和にまで発展させました。

この改革の正否については様々な意見がありますが、財政改革においては成功であったと誰もが認めています。

現在、一般的なイギリス人も個人資産を自分で運用し、その形態は企業がロンドンの金融センターを通じて世界の国々と取り引きを行っているのと何ら

変わりがありません。

現在、ロンドンの金融市場は世界で最も重要なものの1つに成長しています。

それはイギリス国民にとってどのような意味があるのでしょうか。

「ビッグバン」により、金融機関は顧客を求めて激しい競争を行わなくてはならないようになりました。

顧客は金融機関から多種多様な情報と質の高いサービスを提供されることとなり、預金によって高い金利 (現在は100万円程度の1年定期が利率5.25%) が得られるようになりました。

銀行以外の金融機関 (不動産会社、保険会社等) についても幅広い選択肢を提供し、投資意欲を増大させています。

金融機関はより大きな自由と利益を享受し、一方、国民は安全で幅広い財産運用を確保したのです。

また、海外からの巨額の投資も魅力的なイギリスの金融市場に集まるようになりました。

活発化した金融市場は金融業界の発展にも繋がり、金融業界の労働人口は、全労働人口の10%を占めるようになりました。

ただし、これは現在の状況で「ビッグバン」のスタート直後の状況はかなり違ったものでした。

日本の「ビッグバン」以上に短期間で行われたイギリスの「ビッグバン」は産業界に混乱を招き、小さな銀行などは倒産し、失業者も増えました。

しかし、結果的には国民の生活は改善されたのです。

現在の日本の混乱は単に「ビッグバン」の影響だけに起因しているものではないため、そのままイギリスの「ビッグバン」との比較は難しいですが、これから少しずつ「ビッグバン」の効果が出てくるのではないのでしょうか。

これからは中津江村に住む人の中にも様々な金融商品を利用して個人の資産運用を積極的に行う人が出てくるのではないかと思います。

読んでくれてありがとうございます。

## 大分県中西部農業共済 組合職員の募集

1. 採用職種・採用予定者数  
及び職務内容
  - ・一般職
  - ・若干名
  - ・農業災害補償法の規定に  
基づいて行う各種農業共  
済事業に関する業務
2. 受験資格
  - ・平成11年4月1日以降の  
採用に応じられる者
  - ・日田市郡に住所又は本籍  
を有していること
3. 年齢・学歴
  - ・昭和38年4月2日から昭  
和55年4月1日までに生  
まれた者
  - ・高等学校卒業以上の学歴  
を有する者とする。
4. 受験手続
  - ①受験をしようとする者は  
次の書類を提出して申し  
込むものとする。
    - ・履歴書(写真貼付)
    - ・卒業証明書又は見込書
    - ・学業成績証明書
  - ②受付期間
    - ・平成11年2月16日まで  
(郵送の場合は16日必着の  
こと)
  - ③受付時間
    - ・午前8時30分～午後5時  
まで
  - ④第1次試験日
    - 平成11年2月23日
  - ⑤書類提出及び問合せ先
    - 〒879-4414
    - 玖珠郡玖珠町大字大隈  
1020-15玖珠郡農業共済  
組合内
    - 大分県中西部農業共済組  
合設立委員会事務局
    - 電話 09737-2-3409

## 津江中学校青雲寮の 調理員を募集

- 上津江村・中津江村中学校  
組合では青雲寮の調理員を募  
集します。  
採用条件は下記のとおりです。
1. 年齢  
18才～50才までの健康な女  
性
  2. 採用日  
平成11年4月1日
  3. 勤務日及び勤務時間  
月曜～金曜の午後1時～7  
時まで
  4. 給与  
10万円～11万円(月額)
  5. その他  
賞与有り
  6. 申込み・問合せ先  
上津江村・中津江村中学校  
組合事務局  
電話 54-3118
- 募集締切  
平成11年3月10日

## 相続登記はお済みですか

- 大分県司法書士会では、相  
続登記に関する無料相談を実  
施します。
- 相談期間  
2月28日まで(但し、土曜  
日、日曜日は、祭日は除く)
- 相談窓口  
各司法書士事務所
- 相談内容  
遺産分割、遺言、相続分な  
ど相続にまつわる問題と登  
記手続
- ※期間中の相談は無料です。  
詳しくは大分県司法書士会  
までお問い合わせください。  
電話 097-532-7579

## 日田・玖珠地域巡回 特別労働相談を開催

大分県日田地方振興局では  
中小企業労働相談所を常設し  
労働相談に応じておりますが、  
このたび弁護士、社会保険労  
務士をお迎えし、下記の日程  
で特別労働相談を実施します。  
労働問題でお悩みの事業主、  
従業員の皆さん!お気軽にご  
相談ください。

日時

平成11年3月11日(木)

午後1時30分～5時

場所

日田市城町1丁目1番10号

大分県日田総合庁舎

2階 会議室

相談員

弁護士、社会保険労務士、  
大分女性少年室相談員、他

相談事項

賃金、労働時間、解雇、雇  
用、パートタイム労働、女  
子労働及びその他労働問題  
全般に関する事項。

その他

相談料は無料です。

秘密は厳守します。

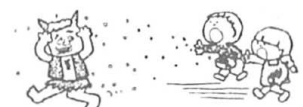
電話による相談にも応じま  
す。

主催・問合せ先

日田中小企業労働相談所

(大分県日田地方振興局商  
工労政課内)

電話 23-2673







### 現況届への押印が不要になりました。

国民年金・厚生年金・船員保険の年金を受けているみなさんへ、毎年誕生月に社会保険庁よりお送りしています、年金受給権者現況届（ハガキ）への年金受給者（本人）及び代理人の押印が平成11年1月より不要になりました。

なお、現況届には今までどおり受給権者の欄に本人が記入し、また本人がご自分で記入することができないため親族等の方が記入される時には、「代理人署名欄」に代理人の住所及び氏名を漢字で記入し、切手を貼って提出してください。

くわしくは、役場住民課国民年金係におたずねください。

### 新刊ビデオのご案内

中津江村中央公民館に話題の映画「タイタニック」のビデオが入りました。

村民の方への無料貸し出しを行いますので、ご覧になりたい方は教育委員会へお越しください。

### 平成10年分・所得税・消費税・贈与税、納税相談

平成10年分の消費税の申告と納税は、3月31日が期限ですが、消費税額が所得の計算に影響を及ぼす場合がありますので、所得税と同時に相談されるようお勧めします。

相談の日程については下記のとおりとなっています。

なお、消費税のみ相談の方は、平成10年分所得税決算書（控）、先にお送りした消費税申告書用紙等の関係書類を持参してください。

日田税務署

- ・相談内容 消費税  
1月4日～3月31日
- ・相談内容 贈与税  
2月1日～3月15日
- ・相談内容 所得税  
2月16日～3月15日

中津江村役場

3階大会議室

- ・相談内容  
所得税・贈与税・消費税  
2月26日
- ・相談時間  
午前9時～正午  
午後1時～4時  
(土曜日・日曜日・祝日は休みです。)

### 平成10年度第4回住宅金融公庫受付開始。

住宅金融公庫ではマイホーム新築資金・建売住宅購入資金の第4回受付を、3月12日（金）まで、また、リフォームローンの受付を3月26日（金）まで行います。

マイホームの新築や建売住宅の購入、また、住宅の増改築を予定されている方に御利用いただけます。

なお、融資に関する詳しいお問い合わせは「住宅金融公庫業務取扱店」と表示したお近くの金融機関でお受けしております。

また、公庫ではお手持ちのFAXから情報を引き出すことができる「すまい・るFAX」(FAX番号：092-382-6666)のサービスもおこなっております。

問合せ先

住宅金融公庫

南九州支店企画広報課

〒862-0950

熊本市水前寺2丁目16番11号

電話 096-387-3702

お気軽にご利用下さい。

### 〔御寄付お礼〕

■社会福祉協議会へ

〈香典返し〉

中原マサ子 様

二〇、〇〇〇円

杉野 新一 様

三〇、〇〇〇円

永瀬 康雄 様

三〇、〇〇〇円

■山本公民館へ

〈見舞返し〉

平野 吉秋 様

二〇、〇〇〇円

合谷由美子 様

三〇、〇〇〇円

■野田自治会へ

〈見舞返し〉

小倉 太助 様

一〇、〇〇〇円

■栃原公民館へ

〈香典返し〉

杉野 新一 様

一〇、〇〇〇円

### 〔慶弔〕

●お悔やみ申しあげます

原 永瀬ツルミ 様

辛味 杉野 幸男 様

栃原一班 梶原カツ子 様

# 良質の木材生産と林地荒廃による自然災害防止には 積極的な除間伐が必要です



平成三年九月、台風十九号の災害復旧事業は平成九年度末をもって終了しました。しかし、この間の労務、事業費等の不足は除間伐の取組みに支障をきたしたところと見られます。また、現在は経済不況や林業の構造的な不況の中で益々除間伐などの停滞が危惧されています。

そこで、昨年十二月十八日、中津江村・大分県日田地方振興局・日田郡森林組合の共催により、鯛生スपोर्टセンターで間伐講習会を開催し、柿の谷の間伐モデル団地では間伐の講習や枝打口ポットを使った間伐作業の実演が行われました。

講習会には六十名を超す森林所有者が集まり、除間伐の必要性、改正された補助制度、間伐技術等の説明を熱心に聞いていました。

### 造林事業補助対象表

(単位：円)

区分	改正前	改正後	補助率
標準普通賃金単価	8,000	11,000	68%
下刈(受託)単価(1~6年生)	91,000		
下刈(受託)単価(1年生)	91,000	92,000	68%
下刈(受託)単価(2~10年生)	91,000	121,000	68%
下刈(受託)単価(2回刈り2・3年生)		53,000	68%
除間伐(受託)(選木無・集積無)	102,000		
除間伐(受託)(選木無・集積有)	125,000		
除間伐(受託)(選木有・集積無)		152,000	80%
除間伐(受託)(選木有・集積有・搬出無)		180,000	80%
除間伐(受託)(選木有・集積有・搬出有)		250,000	80%

## 納税相談に必要なもの

1. 村・県民税簡易申告書  
(兼国民健康保険税申告書)
2. 収入・支出のわかる書類
3. 各種控除関係のわかる書類  
医療費控除、生命保険料控除については領収書または証明書が必要です。
4. 公的年金等の源泉徴集票及び免除牛の証明書は必ず持参してください。
5. 印鑑

※納税相談のある日は、税務課職員が全員出払いますので役場での納税相談は受付できません。各公民館の方で必ず受付されますようお願いいたします。なお、各公民館、改善センターでは住民課の健康相談も同時に行いますので受けられる方は、各自健康手帳をお持ち下さい。

相談日	受付時間	場所	相談対象集落名
二月 十六日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	野田生活改善センター	梁瀬、下釜、小野田、野田、宮田、中村、田の口、池の山
二月 十七日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	市ノ瀬集落センター	田の原・井千原、黒谷、合鶴、平野、鶴田
二月 十八日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	宮ノ園集落センター	市ノ瀬一・二班、柿の谷、宮原、地蔵元
二月 十九日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	榑原公民館	下切、小平田、才野、中川内、鯛生一・三・五・七・八班
二月 二十日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	川辺公民館	梅野、宮園、高迫、石場
二月 二十一日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	榑原公民館	木弓、間地、山本一・二、丸蔵、藤蔵、原、中西、作草、堤、簾、平、吉原
二月 二十二日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	川辺公民館	荒瀬、辛味、打越、榑原一・三・二又、小園
二月 二十三日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	川辺公民館	川辺上・下、向川辺、八所、原部、引野
二月 二十四日	午前九時 午後一時三十分～午後四時	中津江村役場 大会議室	確定申告

# 納税相談のお知らせ